

小金井市まちづくり協議会等への経費の助成に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小金井市まちづくり条例（平成18年条例第2号。以下「条例」という。）第10条第1項に規定する地区まちづくり協議会、条例第17条第1項に規定する地区まちづくり準備会及び条例第19条第1項に規定するテーマ型まちづくり協議会の活動に対して交付する助成金について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「協議会等」とは、地区まちづくり協議会、地区まちづくり準備会及びテーマ型まちづくり協議会をいう。

(助成の対象)

第3条 小金井市まちづくり条例施行規則（平成18年規則第73号）第10条第1項第2号に定める運営費及び活動に要する経費とは、役務費、印刷製本費及び調査費とする。

2 市長は、協議会等に対し、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額の助成金を予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 地区まちづくり協議会 1団体につき年額100,000円以内
- (2) 地区まちづくり準備会 1団体につき年額40,000円以内
- (3) テーマ型まちづくり協議会 1団体につき年額50,000円以内

(助成期間)

第4条 助成期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(助成金の交付申請)

第5条 協議会等は、助成金の交付を受けようとするときは、協議会等助成金交付申請書（様式第1号）に収支予算書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(助成金の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、協議会等助成金交付決定通知書（様式第2号）により協議会等の代表者に通知しなければならない。

2 市長は、助成金の交付に関し必要があると認めたときは、協議会等に対し、報告を求め、文書を提出させ、又は条件を付することができる。

3 市長は、助成金の不交付を決定したときは、協議会等助成金不交付決定通知書（様式第3号）により協議会等の代表者に通知しなければならない。

（助成金の請求）

第7条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者は、協議会等助成金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（計画変更の承認等）

第8条 協議会等は、助成活動の内容を変更しようとするときは、あらかじめ協議会等助成活動計画変更申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議会等助成活動計画変更申請があったときは、承認の可否を決定し、協議会等助成活動計画変更（承認・不承認）決定通知書（様式第6号）により、協議会等の代表者に通知しなければならない。

（実績報告）

第9条 協議会等は、助成事業が完了したとき、又は助成金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに協議会等活動実績報告書（様式第7号）に、収支決算書及び関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、提出期限を延長することができる。

（助成金等の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告に係る助成活動の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査しなければならない。

2 前項の規定による調査の結果、助成活動の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき助成金の額を確定し、協議会等に対し、協議会等助成金確定通知書（様式第8号）により通知しなければならない。この場合において、精算金の返還が生じたときは、市長は返還期限を定めて協議会等に返還を請求しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による調査の結果、助成活動の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めた場合は、当該助成活動につき、これを適合させるための措置を採ることを協議会等に命ずることができる。

（助成金交付の決定の取消し及び返還）

第11条 市長は、協議会等が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反して助成金を使用したとき。

2 前項の規定は、協議会等について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合は、協議会等助成金交付決定取消（全部・一部）通知書（様式第9号）により通知しなければならない。

（助成金の返還）

第12条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成活動の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、返還期限を定めて協議会等助成金返還命令書（様式第10号）により返還を命じなければならない。

（関係書類の保管）

第13条 市長は、協議会等に対して、助成活動に係る経理について、収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、当該助成活動の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間を限度として、保管を義務付けることができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、小金井市補助金等交付規則（平成12年規則第27号）の定めるところによるものとし、なお必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

協議会等助成金交付申請書

(あて先) 小金井市長

申 請 者	申 請 日	年 月 日
	代 表 者 住 所	
	協 議 会 等 名	
	代 表 者 氏 名	㊟

下記のとおり活動を行いたいので、小金井市まちづくり協議会等への経費の助成に関する要綱第5条の規定により、助成金を交付されるよう下記の関係書類を添えて申請します。

記

助 成 金 の 交 付 年 度		年 度
助 成 金 の 交 付 申 請 額		円
助 成 活 動 等	名 称	活動
	目 的	
	内 容	
	効 果	
	事業期間又は 完了予定日	期 間： 年 月 日 ～ 年 月 日 完了予定日： 年 月 日
添 付 書 類	(1) 活動計画書 (4) 役員名簿 (2) 収支予算書 (5) その他必要書類 (3) 会則	

(裏面)

活動の名称						
助成対象活動費	活動の内訳	数量	単価 (円)	金額 (円)	左記の金額中の市助成金の額 (円)	
	助成金の総額				(a)	(b)

助成金総額 (a)の財源内訳	市助成金以外の財源		円
			円
			円
			円
			円
	市助成金以外の財源 (c)小計	円	
	市助成金交付額 (b)再掲	円	
助成金の総額 (a)再掲	円		

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市長



協議会等助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった活動については、小金井市まちづくり協議会等への経費の助成に関する要綱第6条の規定により、下記の条件を付して助成金を交付することに決定したので通知します。

記

助成金の交付内容	協議会等名称	
	交付年度	年度
	交付額	円
	交付の方法 請求手続等	全額交付： 分割交付：
	交付の条件	(1) (2) (3) (4) (5)

この助成金の決定の内容又は交付条件に不服があるときは、この通知書を受けた日から30日以内に申請の取下げをすることができます。

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市長



協議会等助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった活動については、小金井市まちづくり協議会等への経費の助成に関する要綱第6条の規定により助成金の不交付を決定したので通知します。

記

協議会等名称	
交付申請年度	年度
交付申請額	円

不交付決定理由

様式第4号（第7条関係）

協議会等助成金交付請求書

（あて先）小金井市長

請 求 者	請 求 日	年 月 日
	代 表 者 住 所	
	協 議 会 等 名	
	代 表 者 氏 名	㊞

年 月 日付けで協議会等助成金交付決定通知書を受けたので、小金井市まちづくり協議会等への経費の助成に関する要綱第7条の規定により、下記のとおり助成金の交付を請求します。

記

1 請求金額

円

2 添付書類 支払金口座振替依頼書

様式第5号(第8条関係)

協議会等助成活動計画変更申請書

(あて先) 小金井市長

申請者	申請日	年 月 日
	代表者住所	
	協議会等名	
	代表者氏名	⑩

年 月 日に交付申請した助成活動を、下記の理由により計画変更したので、小金井市まちづくり協議会等への経費の助成に関する要綱第8条の規定により、別紙の関係資料を添えて申請します。

記

助成活動の名称		
変更理由		
変更の概要	変更前	変更後
添付書類等	交付申請の時に提出した書類に、計画等変更箇所が分かる記載方法で修正したものを添付 (1) 活動計画書 (2) 収支予算書 (3) その他の変更にかかわる関係書類 ()	

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市長



協議会等助成活動計画変更（承認・不承認）決定通知書

年 月 日付で申請のあった協議会等助成活動計画変更申請について、
下記のとおり決定したので、小金井市まちづくり協議会等への経費の助成に関する要綱
第8条の規定により通知します。

記

助成活動の名称		
変更申請の結果	1 承認します。(全部・一部) 2 承認しません。	
変更の内容	変 更 前	変 更 後

不承認の理由等	
---------	--

協議会等活動実績報告書

(あて先) 小金井市長

申請者	申請日	年 月 日
	代表者住所	
	協議会等名	
	代表者氏名	(印)

年 月 日付け小 発第 号により交付決定を受けた活動が完了したので、小金井市まちづくり協議会等への経費の助成に関する要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

助成活動の名称		
助成金交付額	交付決定額	円
	受領済額(a)	円
	使用額 (b)	円
	精算額(a)-(b)	円
活動期間又は完了日	期間: 年 月 日～ 年 月 日 完了日: 年 月 日	
助成活動等の成果		
添付書類		(1) 活動報告書 (2) 収支決算書 (3) その他関係書類 ()

(裏面)

活動の名称			
助成対象活動費の使用額内訳	活動の明細	支出額 (円)	左記の金額中の市助成金の額 (円)
		助成金総額	(a)

助成金の総額 (a)の財源内訳等	市助成金以外の財源		円
			円
			円
			円
			円
		市助成金以外の財源(c)小計	円
	市助成金使用額(b)再掲	円	
支出総額計(a)再掲	円		

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市長



協議会等助成金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった助成活動については、下記のとおり助成金の額を確定したので、小金井市まちづくり協議会等への経費の助成に関する要綱第10条の規定により通知します。

記

協議会等名称		
助成活動の名称		
助成金	交付年度	年度
	交付決定金額	円(a)
	交付確定金額	円(b)
	精算額(a)-(b)	円(c)

精算による返還額	円
返還期限	年 月 日まで

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市長



協議会等助成金交付決定取消（全部・一部）通知書

年 月 日付け小 発第 号により通知した助成金の交付決定について、小金井市まちづくり協議会等への経費の助成に関する要綱第11条の規定により、助成金の交付決定を取り消すこととするので通知します。

記

協議会等名称				
助成活動の名称				
助成金	交付年度	年度		
	既交付決定金額	円(a)		
	今回取消金額	全部	円	(b)
		一部	円	
	取消し後の助成金交付決定額	円 (a) - (b)		
取消しの理由				

様式第10号(第12条関係)

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市長



協議会等助成金返還命令書

年 月 日付け小 発第 号で取消しを通知した助成金については、
小金井市まちづくり協議会等への経費の助成に関する要綱第12条の規定により、下記の
とおり助成金の返還を命じます。

記

協議会等名称		
助成活動の名称		
助成金交付年度		年度
助成金	返還金額	円
	返還期限	年 月 日まで